

令和7年1月27日招集

第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第1回狹山市農業委員会総会

令和7年1月27日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後4時
 - 2 議事録署名委員の選任
 - 3 議題
 - (1)農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2)農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3)農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
 - 5 閉会 午後5時
-

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 増 田 棟 順
4番 増 田 棟 順	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森 田 依 見 子	8番 仲 川 知 範	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	11番 大 野 博 文	12番 下 村 辰 次
13番 安 藤 千 鶴	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第1回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・資料1 議案図面資料
 - ・報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
 - ・報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
 - ・報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
 - ・報告第4号 公共事業の施行に伴う一時転用に係る届出について
- また、席上に配布いたしました
- ・冊子『のうねん』

となります。よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第1回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議長 これより、第1回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号7番 森田 依見子 委員と8番 仲川 知範 委員にお願いします。

まずは、第1回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積計画が、入曽地区1件、堀兼地区1件の合計2件です。

農地法第3条許可申請が、水富地区1件です。

農地法第5条許可申請が、入曽地区2件、水富地区2件の合計4件です。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、順を追って説明を求めます。

まず、議案第1号「農用地利用集積計画について」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原

地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 1番について、ご説明いたします。

受人は南入曽に在住、渡人は水野に在住。

土地の所在は水野字本堀 他3筆 地目は全て畑 地積は合計で5517㎡。

利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、2番の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 2番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は青柳に在住。

土地の所在は堀兼字月見台 他2筆 地目は全て畑 地積は合計で2828㎡。

利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 1番について、ご説明いたします。

受人は笹井に在住、渡人は富士見に在住。

土地の所在は大字笹井一丁目 他1筆 地目は全て畑 地積は合計で35.53㎡。

狭山グリーンハイツの南に位置します。

同所は令和5年に自己用住宅用地として、農地転用許可となっておりますが、これにより奥に位置する畑の入口が無くなってしまったことを受けて、進入路の確保のため申請に至ったものです。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件については、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、従来と同様の計画であり、確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障については無いもの

と思われます。以上です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を許可とすることをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員の説明を求めます。

委 員 【整理番号1番の説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とすることをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【整理番号2番の説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とすることをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【整理番号3番の説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とすることをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【整理番号4番の説明】

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出並びに公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出について、事務局から順次、説明を求めます。

事務局

報告第1号をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、6件18筆、地目はいずれも畑、地積は合計で14,469㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

これら届出において、あつせんは希望しておりません。

報告第2号をご覧ください。

農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目は畑、地積は409㎡です。

転用目的は店舗住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、4件4筆で、地目は田が1筆、畑が3筆、地積は田が165㎡、畑が892.94㎡、合計で1,057.94㎡です。

転用目的はいずれも住宅敷地です。

報告第4号をご覧ください。

公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、1件1筆、地目は畑、地積は180㎡です。

事業内容は狭山市が所管する道路工事に係る資材置場です。施行期間は1月13日から3月28日までです。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

その他について、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

議 長

無いようですので、これをもちまして、第1回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。